



貴社と県のでひなた創生！！ 奨学金の返還支援による宮崎への若者定着 貴社の従業員確保を応援します！！

<ひなた創生のための奨学金返還支援事業>

今後の地域や産業の担い手を確保し、宮崎県の経済の活性化による真の地方創生の実現を図るため、宮崎県内企業に就職した大学生等の奨学金の返還を産業界とともに支援する事業です。

本事業に賛同し、県とともに奨学金返還の支援を行っていただける企業等を募集します。

【事業の概要】

① 支援の対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程（以下「大学等」という。）を卒業し、支援企業として認定された県内企業等に平成31年度中に就職する者（平成30年度は40名程度）※高校は対象外

② 支援内容

大学等に在学中に貸与を受けた奨学金の要返還額の1/2を上限に、支援企業として認定された県内企業等に就職した1年目、3年目、5年目に次の表のとおり給付

	給付率	給付限度額（円）			
		1年経過時点	3年経過時点	5年経過時点	計
大学院・6年制大学	1/2以内	450,000	450,000	600,000	1,500,000
4年制大学	1/2以内	300,000	300,000	400,000	1,000,000
短大・高専・専修学校専門課程	1/2以内	150,000	150,000	200,000	500,000

※高等専門学校卒業者については、要返還額のうち4～5年次の2年間に相当する額を支援対象とする。
※給付額の1/4は支援企業からの寄附を財源とする。
（実際に対象者を雇用した支援企業のみ負担が発生します）

【支援企業の要件】

県内に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県外に主たる事業所を有し、県内勤務に限定した採用枠を有する企業等のうち、支援の対象となる者を雇用するもの。

※その他詳細な要件は募集要領を御確認ください。

【参画の申込み】

本制度の趣旨に賛同し、宮崎県とともに奨学金の返還支援を行っていただける企業等は、募集要領を御覧の上、下記の提出先に申請書類一式を提出してください。（郵送可）

【募集要領、申請書類の入手方法】

宮崎県のホームページ、または下記専用ホームページ（CHOICE!）からダウンロードできます。

【申請書提出期限】

平成30年1月31日（水）必着

注意：平成29年度支援企業として認定を受けた企業についても、改めて認定を受ける必要があります。

活用のメリット



- 1 採用活動時に奨学金返還支援に係るPRが可能！
支援企業は認定企業ロゴマークを使用したPRが可能！
- 2 学生に対しHPやSNS等を活用して県が企業をPR！
さらに県が開催する奨学金返還支援企業限定イベントに出展可能！
- 3 奨学金返還支援額の3/4は県が負担！
- 4 寄附により、税法上の優遇措置を受けることが可能！



【お問合せ】 宮崎県総合政策部産業政策課 産学官連携推進担当

TEL:0985-26-7967

FAX:0985-26-0047

E-mail: sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

専用HP: 「CHOICE!-みやざきではたらく-」 <http://choice-miyazaki.com/>

